

1 この計算書の用途等

- (1) この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除きます。以下同じ。）をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて道府県民税の申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載の手引において「平成22年旧地方税法」といいます。）第53条第5項の規定による申告）をする場合及び当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額とみなして事業税及び地方人特別税を申告（平成22年旧地方税法第72条の29の規定による申告）する場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は主たる事務所等所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。（大阪府に提出する場合は、写し1通の添付は不要です。）

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。	
3 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
4 「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5 「清算人自署押印」及び「経理責任者自署押印」	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者又は経理の責任者が自署し、押印してください。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が主たる事務所等以外の事務所等所在地の都道府県知事に提出する申告書については、記名押印で差し支えありません。
6 「従前の事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
7 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」	清算中の事業年度の末日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をそれぞれの欄に記載します。なお、「資本金の額又は出資金の額」の（ ）内には、同日現在における資本金の額又は出資金の額が解散の日における資本金の額又は出資金の額と異なる場合に、解散の日における当該金額を記載します。	
8 「都道府県民税 事業税の申告書」 地方人特別税	空欄は、法人税の清算事業年度予納申告書及び法第72条の29の規定による申告の場合は、「清算事業年度予納」とこれに係る修正申告の場合は「修正清算事業年度予納」と記載します。	
9 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表20(1)）の10の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその金額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載し、（ ）内には、同表の使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の40%相当額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人（以下「都内分割法人」といいます。）は、記載する必要はありません。
10 「法人税法第68条（同法第144条を含む。）の規定による所得税額の控除額②」	法人税の申告書（別表20(1)）の34の欄で控除した金額が同申告書の31の欄に係る金額のみの場合には、同申告書の32の欄の金額からみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を記載します。	法人税の申告書（別表20(1)）の34の欄で控除した金額が所得税額及び外国税額のそれぞれを含む場合には、同申告書の34の欄の金額からみなし配当の25%に相当する金額を②の欄に記載します。
11 「法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額③」	法人税の申告書（別表20(1)）の34の欄で控除した金額が同申告書の32の欄にかかる金額のみの場合には、同申告書の32の欄の金額を記載します。	
12 「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額④」	法人税の申告書（別表20(1)）の7の欄の金額を記載します。	
13 「還付法人税額等の控除額⑤」	第6号様式別表2の3の⑤の計欄の金額を記載します。	
14 「課税標準となる法人税額⑥」	(1) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、課税標準の総額（第10号様式の⑧の欄の金額）を記載します。	
15 「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑦」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、②及び③の欄の金額の合計額を記載します。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
16 「法人税割額（⑥又は⑦× $\frac{1}{100}$ ）⑧」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、⑥の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑦の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、②及び③の欄の金額の合計額を記載します。	税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率によってください（本府の税率については、末尾の「税率一覧」を参照）。
17 「外国の法人税等の額の控除額⑨」	第6号様式別表3の⑫の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、同表の⑬の欄の当該都道府県分の金額）又は第6号様式別表3の2の⑬の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあつては、同表の⑭及び⑮の欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。	
18 「利子割額の控除に関する計算」（⑳から㉑までの欄）	(1) ㉑の欄には、第6号様式別表4の4の「計5」の③の欄及び第9号の2様式の「合計⑭」の欄と同じ金額を記載します。 (2) ㉒の欄には、㉑の欄の金額と⑧の欄の金額から⑨の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載します。 (3) ㉓の欄には、㉑の欄の金額から㉒の欄の金額を控除した金額を記載します。	㉑及び㉒の欄は、この申告書の前の申告書のこれらの欄に記載された金額に異動がない場合であっても必ず記載します。

欄	記載のしかた	留意事項
19 「利子割額の控除額⑩」	㉔の欄の金額を記載します。	
20 「差引法人税割額 ⑧－⑨－⑩ ⑪」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
21 「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額⑬」	(1) 法人税の申告書(別表20(1))の7の欄の金額を記載します。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、当該金額を第10号様式の道府県民税の「分割基準」の欄(道府県民税の「分割基準」の欄に記載しないときは、事業税の「分割基準」の欄)の合計の数値で除して得た額に道府県民税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た金額を記載します。 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	法人税の申告書(別表20(1))の7の欄の金額を第10号様式の「分割基準」の欄の合計の数値で除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「分割基準」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。
22 「 $\frac{⑬ \times 100}{100}$ ⑭」	東京都に申告する場合にあっては、㉔及び㉕の欄の金額の合計額を記載します。	税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率によってください。
23 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑯」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
24 「 $\frac{\text{円} \times ⑯}{12}$ ⑰」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。 (2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) 東京都の特別区のみ事務所等又は寮等を有する法人 主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額(道府県分と市町村分)に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (ハ) 東京都の市町村のみ事務所等又は寮等を有する法人 事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額	特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合は、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。
25 「東京都に申告する場合の⑧の計算」(㉒から㉔までの欄)	(1) ㉒の欄は、東京都の特別区のみ事務所等を有する法人にあっては⑥の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。 (2) ㉓の欄は、東京都の市町村のみ事務所等を有する法人にあっては⑥の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載します。 $\text{法人税額} \times \frac{\text{東京都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者の総数}}$	東京都以外の道府県に申告する場合は、記載する必要はありません。
26 「東京都に申告する場合の⑭の計算」(㉕から㉗までの欄)	(1) ㉕の欄は、東京都の特別区のみ事務所等を有する法人にあっては法人税の申告書(別表20(1))の⑦の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては同表の⑦の欄の金額を第10号様式の道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して得た額に東京都の特別区分の「分割基準」の数値を乗じて得た金額を記載します。 (2) ㉖の欄は、東京都の市町村のみ事務所等を有する法人にあっては法人税の申告書(別表20(1))の7の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、同表の7の欄の金額を第10号様式の道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して得た額に東京都の市町村分の「分割基準」の数値を乗じて得た金額を記載します。	(1) 東京都以外の道府県に申告する場合は、記載する必要はありません。 (2) 法人税の申告書(別表20(1))の7の欄の金額を第10号様式の「分割基準」の欄の合計の数値で除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち、「分割基準」の欄の合計の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。
27 事業税の「所得割」(㉘から㉚までの欄)	(1) ㉘の欄は、法第72条の41の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人にあっては第6号様式別表5の㉔の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の㉕の欄の金額を記載します。 (2) ㉙から㉚までの各欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれに定める金額を記載します。 (イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち当該都道府県分の金額を記載します。 (ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉘の欄の金額が年400万円(その事業年度が1年に満たない場合においては、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはその金額を㉙の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度が1年に満たない場合においては、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉙及び㉚の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分してそれぞれ㉙、㉚及び㉛の各欄に記載します。 (ハ) 特別法人(協同組合等) 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉙の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を㉙の欄に、年400万円を超える金額を㉚の欄にそれぞれ記載します。 (3) ㉚の欄は、法第72条の24の7第3項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。 (4) ㉙から㉚までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	(1) 収入金額課税法人(電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人)は、記載する必要はありません。 (2) その事業年度が1年に満たない場合において、㉘の欄の金額が年400万円を超え年800万円以下であるときの㉙の欄の金額は、㉘の欄の金額から㉙の欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出し、㉘の欄の金額が年800万円を超えるときの㉙の欄の金額は、㉘の欄の金額から㉙及び㉚の各欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出します。 (3) 軽減税率の適用されない法人とは、解散の日において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が、1,000万円以上の法人をいいます。

欄	記載のしかた	留意事項
28 「付加価値割」 (⑳及び㉑の欄)	<p>法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が次のように記載します。</p> <p>(1) ㉑の欄は、第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉑の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉑の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	
29 「収入割」 (㉒及び㉓の欄)	<p>収入金額課税法人のみが次のように記載します。</p> <p>(1) ㉒の欄は、電気供給業及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の③の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑧の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉓の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉒の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	
30 「既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る事業税額㉔」	<p>平成22年旧地方税法第72条の29第1項ただし書の規定により、この申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等(その解散の時からその分配又は引渡しをしようとする時までの間に生じた法人税法第2条第18号に規定する利益積立金額がある場合には、その利益積立金額を含みます。以下同じ。)を超える部分の分配又は引渡しをしている場合のその超える部分の金額(その事業年度の期間中に2回以上解散当時の資本金額等を超える残余財産の一部の分配又は引渡しをしているときは、その解散当時の資本金額等を超える金額の合計額)に係る事業税として納付した金額を記載します。</p>	
31 「この申告により納付すべき事業税額㉕-㉖-㉗ ㉘」及び「㉘の内訳」 (㉙から㉚までの欄)	<p>㉘の欄は、㉕の欄から㉖の欄及び㉗の欄の金額を控除した金額を記載し、㉙から㉚までの欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、㉙から㉚までの欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載してください。</p>	
32 「所得割に係る地方法人特別税額㉛」 (㉜の内訳)	<p>「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計㉝」又は「軽減税率不適用法人の金額㉞」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計㉝」又は「軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額㉞」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載してください。</p>	
33 「収入割に係る地方法人特別税額㉜」 (㉜の内訳)	<p>「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額㉜」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額㉜」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。</p>	
34 「この申告により納付すべき地方法人特別税額㉝-㉞-㉟」	<p>㉟の欄は、㉝の欄から㉞の欄及び㉟の欄の金額を控除した金額を記載します。</p>	
35 「所得金額の計算」 (㊱から㊲までの欄)	<p>法第72条の41の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人以外の法人が次のように記載します。</p> <p>(1) ㊱の欄は、法人税の明細書(別表4)の35の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㊲の欄は、法人税の明細書(別表4)の35の欄の計算上損金に算入している所得税額がある場合において、当該所得税額を記載します。したがって法人税法第40条の規定により納付した所得税額を損金に算入していない場合においては、記載する必要はありません。</p> <p>(3) ㊳の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条に規定する外国税額の控除の適用を受けた法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、法人税の明細書(別表4)の30の欄の金額を記載します。</p> <p>(4) ㊴の欄は、第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額又は第6号様式別表10の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。</p> <p>(5) ㊵の欄は、法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされている法人税法第59条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする場合に第6号様式別表11の㊶の欄、㊷の欄又は㊸の欄の金額を記載します。</p>	
36 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㊹」	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合に記載する金額は、㊹、㊺及び㊻の欄に記載した金額の合計額と同額になります。</p>	

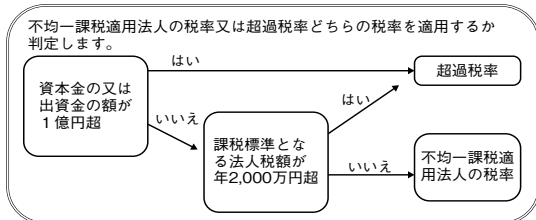
税率一覧
(法人府民税均等割)

法人等の区分	年額
	平成13年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度
資本金等の額が1千万円以下である法人など(※)	20,000円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	75,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	260,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	1,080,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	1,600,000円

(※) 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人以外の法人、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人並びに保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないものを含みます。

(注) 1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する額をいいます。ただし、保険業法に規定する相互会社の均等割は、資本金等の額の代わりに純資産額で区別します。
2 「資本金等の額」は、事業年度終了の日現在の額で判定します。

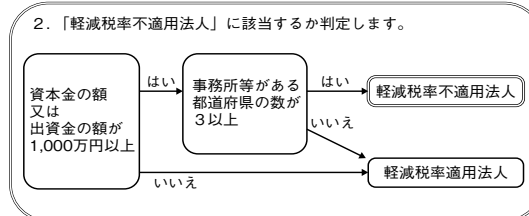
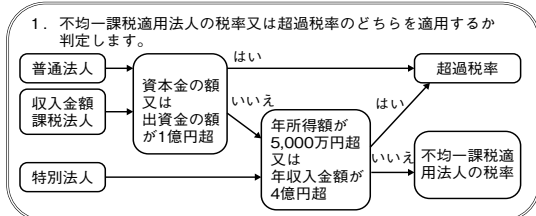
(法人府民税法人税割)



不均一課税適用法人の税率	超過税率
5.0%	6.0%

(注) 1 資本金又は出資金の額が1億円以下であるかどうかは、解散の日現在の額で判定します。
2 法人税額は、税率を乗じる直前の課税標準となる税額(第8号様式中「課税標準となる法人税額⑥」の欄によって判断します。なお、2以上の都道府県に事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する法人にあっては分割前の法人税額によります。
3 保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として取り扱われます。

(法人事業税)



(注) 1 普通法人及び特別法人は年所得額、収入金額課税法人は年収入金額によりそれぞれ判定して下さい。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得額又は収入金額によります。
2 資本金又は出資金の額が1億円以下であるかどうかは、解散の日現在の額で判定します。
3 軽減税率不適用法人に該当するかどうかの判定は、解散の日の現況によります。

区分	法人の種類	所得等の区分	税率				
			平成20年10月1日から平成22年9月30日までに解散した法人 不均一課税適用法人の税率/標準税率	超過税率	平成11年4月1日から平成20年9月30日までに解散した法人 不均一課税適用法人の税率/標準税率	超過税率	
所得金額課税法人	普通法人	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	2.7%	2.95%	5%	5.25%
			軽減税率適用法人 年400万円を超え年800万円以下の所得	4%	4.365%	7.3%	7.665%
		軽減税率不適用法人 年800万円を超える所得	5.3%	5.78%	9.6%	10.08%	
		所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	2.7%	2.95%	5%	5.25%
軽減税率適用法人 年400万円を超える所得	3.6%		3.93%	6.6%	6.93%		
収入金額課税法人	電気・ガス供給業又は保険業を行う法人	収入割	0.7%	0.765%	1.3%	1.365%	
外形標準課税適用法人(注4)		所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	1.5%(注3)	1.69%	—	3.99%
			軽減税率適用法人 年400万円を超え年800万円以下の所得	2.2%(注3)	2.475%	—	5.775%
			軽減税率適用法人 年800万円を超える所得	2.9%(注3)	3.26%	—	7.56%
		付加価値割	—	0.504%	—	0.504%	

(注) 1 特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人など地方税法第72条の24の7第5項に規定する法人をいい、普通法人とは、これら特別法人以外の法人をいいます。
2 特別法人の税率の特例
租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上記表の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。
平成11年4月1日から平成20年9月30日までに解散をした法人：8.295%
平成20年10月1日以後に解散をした法人：4.695% (標準税率4.3%)
3 大阪府では事業税への適用はありませんが、地方税法特別税の基準法人所得割額の計算に用います。
4 外形標準課税適用法人とは、平成16年4月1日以後に各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人及び特定目的会社を除きます。)の行う事業(収入金額課税される電気・ガス供給業及び保険業を除きます。)に対して課税される法人をいいます。

(地方法人特別税)

課税標準	法人の種類	税率
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	148%
基準法人収入割額	外形標準課税適用法人以外の法人	81%
		81%

税額 = 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率
※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税の税額のことです。